

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業 業務委託仕様書

1 業務の名称

訪日外国人旅行者向け移動手段確保（企画旅行）実証事業業務委託

2 業務の目的

近年、訪日旅行の形態が個人旅行に大きくシフトし、外国人旅行者が移動手段を円滑に確保できることは、旅先を選ぶ上で重要な要素となっている。

本事業では、宮崎県内の交通結節点及び観光地をシームレスに移動する環境を整備し、域内の周遊を促進すること、また、旅行者のニーズや事業として訪日外国人旅行者向けの移動サービスを提供するための課題を整理することを目的とする。

さらに、当該実証事業の終了後、地域の観光協会や旅行会社等が企画された旅行商品を自立かつ持続的に販売、運行できる仕組みの検討を併せて行い、ツアーを事業化（販売）する上での課題の整理・提言等を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 商品の企画

以下の条件を満たす訪日外国人旅行者向けの募集型企画旅行（以下、「ツアー」という。）を2コース以上企画する。なお、宮崎市、日南市、高千穂町以外の観光施設等を1か所は組み込むこと。また、選定したコース及び観光施設等について、想定するターゲットや選定理由も含めて企画・提案すること。

- ① 運転手を除いた定員が5名以上の車両（いわゆるジャンボタクシー以上の規格の車両。道路運送法上、旅客運送が認められているもの）を使用すること。
- ② 半日（約4時間）又は全日（約8時間）を標準とすること。少なくとも1コースは全日コースとすること。
- ③ 宮崎県内の交通結節点（駅、バスセンター等）を発着地とし、近隣に公共交通機関の駅や停留所がなく、既存の交通手段ではFITの旅行者が訪問するのが困難な観光施設を中心に組み立てること。なお、1コースにつき、少なくとも1か所は近隣に公共交通機関の駅や停留所がない観光施設等を組み込むこと。（ただし、市町村等が運営する交通空白地有償運送の停留所はあってもよいこととする。）
- ④ 英語、中国語、韓国語のうち少なくとも1言語以上で、行程管理・安全管理上のコミュニケーションがとれるスタッフが同乗すること。（観光施設の由緒等を詳細に説明するレベルの語学力は必ずしも必要としないが、注意事項、集合時間・場所等の案内など最低限度の内容について意思疎通ができることを要する。）

(2) 専門家の招請・モニターツアーの催行

- ① (1)で企画したツアーについて、専門家等（想定：外国人の個人旅行に詳しい専門家、海外

で FIT 商品を販売する旅行会社の担当者、日本国内でワンデイツアー等を催行している旅行会社の担当者等）を各コース 3 名以上名招請し、モニターツアーを各コース最低 1 回は実施すること。

- ② モニターツアー実施にあたっては、参加者に本事業の趣旨を十分に説明し、行程や採算性、将来的に一般の旅行商品として持続的に事業化（販売）する上での価格設定や集客手法における課題・提言等のフィードバックを収集すること。
- ③ 安全管理に十分留意し、事故等が発生した場合には責任を持って対処すること。

(3) 事業化に向けた資料作成

- ① モニターツアーで得られた知見を踏まえ、同様のツアーの企画及び催行を継続的な事業として実施するために必要なスタッフや資金、手順、留意すべき事項、価格設定や採算性等についてまとめた資料を作成すること。
- ② モニターツアーを実施したコースについて、販売を想定した場合に即時活用可能な素材（写真、ツアーでの使用言語による紹介文やツアー概要テキスト、ルートマップ等）を収集・作成すること。

5 報告書・成果品の提出

- (1) 業務完了後、以下の報告書等を作成し、速やかに県（観光推進課）に提出すること。

提出物 ① 実施報告書（A 4 様式任意、PDF データ）

- ② 上記 4 (3)①で作成した事業化に向けた資料
- ③ 上記 4 (3)②で収集・作成した素材一式
- ④ 本事業で作成したデータ一式

- (2) 報告書には以下の内容を含むこと。

- ① モニターツアー参加者からのフィードバック
- ② ツアーを事業化（販売）する上での課題の整理・提言

6 留意事項

- (1) 業務の進捗状況については、随時県に報告すること。また、モニターツアー参加者招請前、実施前に必ずその内容について県と協議を行うこと。
- (2) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規程、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (3) 本事業で作成された資料、販売促進用素材等の著作権・使用权は宮崎県に帰属するものとし、県は県内の観光協会、DMO、旅行業者等に対して、将来的な商品化・運行継続のためにこれらが無償で提供・共有できるものとする。